令和5年稲敷市農業委員会第11回総会

[11月10日]

日程 1 議事録署名委員の指名について

日程 2 報告第1号 農地法第3条(届出―中間管理機構・円滑化団体の取得)

日程 3 報告第2号 農地法第3条の3 (相続等による権利移動)

日程 4 報告第3号 農地法第18条(通知)

日程 5 議案第1号 農地法第3条(委員会)

日程 6 議案第2号 農地法第4条(知事)

日程 7 議案第3号 農地法第5条(知事)

日程 8 議案第4号 現況証明(農委処分)

日程 9 議案第5号 基盤強化法第19条 (農用地利用集積計画の公告)

本日の会議に付した事件

日程 1 議事録署名委員の指名について

日程 2 報告第1号

日程 3 報告第2号

日程 4 報告第3号

日程 5 議案第1号

日程 6 議案第2号

日程 7 議案第3号

日程 8 議案第4号

日程 9 議案第5号

出席委員

1番	墳	本	典	勇	君	12番	野	П	克	行	君
2番	Щ	口	幸	_	君	13番	Щ	口	和	彦	君
3番	横	田	悌	次	君	14番	篠	﨑	惣	壽	君
4番	遠	藤	_	行	君	16番	髙	須	_	郎	君
5番	村	Щ	文	雄	君	17番	篠	崎	文	夫	君
6番	木	内	昌	秀	君	18番	Ш	島		昇	君
7番	吉	田		武	君	19番	根	本		脩	君
8番	内	田	和	新	君						

10番 黒田和夫君

宮本信夫君

9番

欠 席 委 員

11番 山下恭一君

出席説明員

農業委員会事務局長中島臣哉君農業委員会事務局係長宮本祐司君農業委員会事務局主査平沢心平君

午後2時開会

○農業委員会事務局長(中島臣哉君) 令和5年11月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いいたします。

○議長(根本 脩君) それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日の出席委員は17名です。欠席委員は、11番山下恭一委員の1名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。また本日は、現地調査を行ってくださいました推進委員さん8名が出席されております。推進委員の方は、調査を担当した案件についてご意見がある場合は、質疑ありませんかと申し上げた際に、挙手のうえ名前を告げてから発言してください。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長(根本 脩君) それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。 お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(根本 脩君) 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は16番髙須一郎委員、17番篠崎文夫委員の両名を指名いたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条(届出一中間管理機構・円滑化団体の取得)

○議長(根本 脩君) それでは、審議に入ります。

報告第1号「農地法第3条(届出—中間管理機構・円滑化団体の取得)」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長(中島臣哉君)

報告第1号「農地法第3条(届出―中間管理機構・円滑化団体の取得)」について報告いたします。

議案書1ページをお開き願います。

農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届け出3件でございます。申請番号1番 田1筆478㎡、申請番号2番 田3筆11,901㎡、申請番号3番 田4筆4,292㎡になります。いずれも、農業経営基盤強化促進法第7条の規定に基づく農地売買事業により茨城県農林振興公社へ売買したものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長(根本 脩君) これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第3条の3 (相続等による権利移動)

○議長(根本 脩君) 続きまして、報告第2号「農地法第3条の3(相続等による権利移動)」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長(中島臣哉君)

報告第2号「農地法第3条の3(相続等による権利移動)」について報告いたします。

議案書2ページから10ページまでの15件でございます。この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。いずれの権利取得者も自作や作業委託により耕作をしております。申請番号14番の方は農業委員会によるあっせん等の希望をしております。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長(根本 脩君) これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくお願いいたします。

日程4 報告第3号 農地法第18条(通知)

○議長(根本 脩君) 続きまして、報告第3号「農地法第18条(通知)」を議題といたします。事 務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長(中島臣哉君)

報告第3号「農地法第18条(通知)」について報告いたします。

議案書11ページから17ページまでの9件でございます。農地法第18条第6項の規定による、賃貸借の解約の通知があったものになります。申請番号1番から8番につきましては、双方からの合意解約によるものであります。申請番号9番につきましては、農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、合意解約するものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長(根本 脩君) これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくお願いいたします。

日程 5 議案第 1 号 農地法第 3 条 (委員会)

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第1号「農地法第3条(委員会)」を議題といたします。な

お、申請番号29番から34番につきましては、関連する案件がありますので、議案第2号と議案第3号で一括して審議いたします。申請番号1番から28番について、事務局の説明をお願いします。 平沢主査。

○農業委員会事務局主査(平沢心平君) 18ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条(委員会)」

申請番号1番から28番でございます。売買による所有権移転件16件、贈与による所有権移転2件、 賃借権の設定9件、使用貸借権の設定1件でございます。

申請番号1番 桑山字三反町、田2筆、3537.55㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため権利の設定をするものでございます。

申請番号2番 太田字中郷、田1筆、753㎡、申請番号3番 伊佐津字富士ノ下、田1筆、136 ㎡についてでございますが、それぞれ受人が自作地に隣接し耕作便利のため買い受けるものでございます。

申請番号4番 中山字丑新田、他3地区、田4筆、畑3筆、10,677㎡についてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため受贈するものでございます。なお、河内町農業委員会発行の耕作証明書が添付されております。

申請番号5番 甘田字甘田入、田1筆、2,048㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号6番 上馬渡字上馬渡、田1筆、1,186㎡についてでございますが、受人が自作地に隣接し耕作便利のため買い受けるものでございます。

申請番号7番 四箇字山来、畑1筆、836㎡についてでございますが、受人が新規に畑として利用 するため買い受けるものでございます。なお、新規取得者のため、営農計画書及び確認書が添付されて おります。

申請番号8番 上馬渡字上馬渡、田2筆、5,599㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号9番 清久島字清久島、田1筆、406㎡、申請番号10番 清久島字清久島、田1筆、204㎡についてでございますが、受人が自作地に隣接し耕作便利のため買い受けるものでございます。

申請番号11番から申請番号19番までは同一受人となりますので一括でご説明します。

申請番号11番から申請番号19番 椎塚字アラク、他3地区、畑15筆、11,427.1㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため、解除条件付きで賃借権の設定をするものでございます。

申請番号20番 江戸崎字荒沼、他1地区、田6筆、3,799㎡、申請番号21番 荒沼字荒沼、他1地区、田1筆、畑1筆、4,112㎡についてでございますが、それぞれ受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号23番 市崎字宮平、畑1筆、161㎡ についてでございますが、受人が自作地に隣接し 耕作便利のため買い受けるものでございます。 申請番号24番 東大沼字西畑、畑1筆、280㎡、申請番号25番 東大沼字西畑、畑1筆、40 9㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号 2.6番 上之島字上ノ島、田 1 筆、3 、0.2.7 ㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号27番 阿波崎字北須賀前、田1筆、2,238㎡についてでございますが、受人が自作地に隣接し耕作便利のため買い受けるものでございます。

申請番号28番 町田字関場、田4筆、7,853㎡についてでございますが農地中間管理機構が行う特例事業により、受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号申請番号1番から28番までの説明は以上です。

○議長(根本 脩君) 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○1番(墳本典勇君) 1番墳本です。申請番号1番について、報告いたします。

11月7日に岡野推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稲を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機3台、トラック2台を所有しております。農作業従事日数は250日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

- ○議長(根本 脩君) ありがとうございました。 続きまして、申請番号2番について、川島委員より報告をお願いいたします。
- ○18番(川島 昇君) 18番川島です。申請番号2番について、報告いたします。

11月7日に荒井推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稲を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は200日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、耕作されなくなった時は、賃借権を解除する条件付きで許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございました。

続きまして、申請番号3番、4番について、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○4番(遠藤一行君) 4番遠藤です。申請番号3番について、報告いたします。

11月3日に海老原推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。 受人は主に水稲を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、 コンバイン1台、乾燥機1台、軽トラック1台を所有しております。農作業従事日数は150日、調査 の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考え られます。よろしくご審議お願いします。続いて、申請番号4番について、報告いたします。

11月3日に海老原推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。 受人は主に水稲を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、 コンバイン1台、軽トラック1台を所有しております。農作業従事日数は150日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございました。続きまして、申請番号5番から8番について、髙須委員より報告をお願いいたします。

○16番(高須一郎君) 16番高須です。申請番号5番について、報告いたします。

11月7日に宮崎推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稲を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台、トラック1台を所有しております。農作業従事日数は270日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。続いて、申請番号6番について、報告いたします。

11月7日に宮崎推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稲を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、トラック1台を所有しております。乾燥調製は委託です。農作業従事日数は150日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。続いて、申請番号7番について、報告いたします。

11月7日に宮崎推進委員と受人の調査をしました。受人は新規に自宅にある畑を広げるために、隣接する畑を取得する予定です。農機具の所有状況は、耕運機1台、トラック1台を所有しております。 農作業従事日数は150日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。続いて、申請番号8番について、報告いたします。

11月9日に宮崎推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稲を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は270日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございました。続きまして、申請番号9番、10番について、内田 委員より報告をお願いいたします。

○8番(内田和新君) 8番内田です。申請番号9番、10番について、報告いたします。

11月7日に大野推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稲を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、乾燥機1台、籾摺り機1台、軽トラック1台を所有しております。刈り取りは○○○○に委託です。農作業従事日数は200日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございました。続きまして、申請番号11番から21番について、 篠﨑惣壽委員より報告をお願いいたします。

○14番(篠﨑惣壽君) 14番篠﨑です。申請番号11番から19番について、報告いたします。

11月6日に木村推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に太陽光発電事業を営んでいる法人であります。農機具の所有状況は、トラック2台、軽トラック2台を所有しております。農作業従事日数は150日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、耕作されなくなった時は、賃借権を解除する条件付きで許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。続いて、申請番号20番について、報告いたします。

11月6日に村山委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稲、サツマイモを栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台、トラック2台、軽トラック2台を所有しております。農作業従事日数は200日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。続いて、申請番号21番について、報告いたします。

11月6日に村山委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稲、サツマイモを栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、軽トラック2台を所有しております。農作業従事日数は150日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございました。続きまして、申請番号22番から25番について、 山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○13番(山口和彦君) 13番山口です。申請番号22番について、報告いたします。

11月7日に板橋推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稲を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台、籾摺り機1台、色選1台を所有しております。農作業従事日数は250日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。続いて、申請番号23番について、報告いたします。

11月7日に板橋推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に露地野菜を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、管理機1台、草刈り機などの軽道具一式を所有しております。水稲に関しては〇〇〇○さんに委託しております。また、必要に応じて軽トラックは近隣農家からレンタルしております。農作業従事日数は210日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。続いて、申請番号24番、25番について、報告いたします。

11月7日に中沢推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稲を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有しております。農作業従事日数は300日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございました。続きまして、申請番号26番、27番について、わ

たくし根本より報告いたします。

- 19番根本です。申請番号26番について、報告いたします。
- 11月5日に高城推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稲を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有しております。農作業従事日数は280日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。続いて、申請番号27番について、報告いたします。

11月7日に黒田推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に野菜を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機2台、コンバイン2台、乾燥機3台、耕運機1台、トラック1台を所有しております。今回の土地については、国交省に貸付している田で、2026年に返還後は、ライスセンターに加入する考えを確認しました。農作業従事日数は290日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

申請番号28番につきましては、茨城県農林振興公社の農地中間管理事業による特例事業の売買のため調査報告は省略いたします。

○議長(根本 脩君) これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。 質疑ありませんか。

墳本委員。

- ○1番(墳本典勇君) 1番墳本です。営農型太陽光発電の下に耕作することは、水と電気ということで、非常に危険では。事故の場合は、耕作者責任になるのですか。
- ○農業委員会事務局主査(平沢心平君) 農業委員会は設備自体に許可を出すわけではなく、許可となる要件を満たしていれば、許可を出します。
- ○1番(墳本典勇君) 許可したものに責任はないのでしょうか。
- ○農業委員会事務局主査(平沢心平君) 許可の要件を満たしているのに、許可を出さないのは違法になります。
- ○1番(墳本典勇君) 分かりました。
- ○議長(根本 脩君) そのほかにございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 農地法第3条(委員会)申請番号1番から28番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程6 議案第2号 農地法第4条(知事)

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第1号「農地法第3条(委員会)」申請番号29番と議案第2号「農地法第4条(委員会)」について、いずれも所在と申請人が同一の、営農型太陽光発電施設設置のための申請でありますので、一括議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本係長

○農業委員会事務局係長(宮本祐司君) 24ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条(委員会)」

申請番号 2 9番 羽生字岡平、畑 3筆、1,065.39㎡についてですが、営農型太陽光発電施設の設置のための地上権の設定でございます。続いて、2 7ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第4条(知事)」でございます。

申請番号1番 羽生字岡平、畑3筆、0.54㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で10〜クタール以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断いたしました。申請人が営農型太陽光発電施設用地としてパネル設置のための支柱部分等を一時転用するものでございます。580ワットパネルを180枚設置し、下部農地でサツマイモを栽培する計画で経済産業省の事業計画認定等の協議も了しております。これで、議案第1号及び議案第2号の説明を終わります。

○議長(根本 脩君) 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。議案第1号申請番号29番と議案第2号申請番号1番について、野口委員より報告をお願いいたします。

○12番(野口克行君) 12番野口です。議案第1号、申請番号29番及び議案第2号、申請番号1番の営農型太陽光発電について、去る7日、永野推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、下部農地で営農をしながら太陽光発電施設として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございました。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。 (「なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条(委員会)」申請番号29番と議案第2号「農地法第4条(委員会)」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者举手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程7 議案第3号 農地法第5条(知事)

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第3号「農地法第5条(知事)」を議題といたします。申請番号3番から7番につきましては、のちほど一括で審議いたしますので、申請番号1番、2番について事務局の説明をお願いします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長(宮本祐司君) 28ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第5条(知事)」でございます。

申請番号1番 上君山字栗山、畑1筆、1,647㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、545ワットパネル192枚設置。市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号2番 三島字中蒲、田1筆、2,653㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域内であることから第1種農地と判断いたしました。申請人は、近隣でマリン事業を営んでおりますが、来場者用駐車場が不足していることから申請に及んだものでございます。事業計画は、車両90台分の駐車場として利用する計画です。なお、申請地は第1種農地ですが、農地法施行規則第35条の5、既存施設の拡張、拡張に係る部分の面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないもの」に該当します。これで、議案第3号申請番号1番、2番の説明を終わります。

- ○議長(根本 脩君) 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、墳本委員より報告をお願いいたします。
- ○1番(墳本典勇君) 1番墳本です。申請番号1番について、去る7日、岡野推進委員と事務局で現 地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するもので あり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありません でした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えら れます。よろしくご審議お願いいたします。
- ○議長(根本 脩君) ありがとうございました。続きまして、申請番号2番について、わたくし根本 より報告いたします。
- 19番根本です。申請番号2番について、去る7日、平山推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、駐車場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。
- ○議長(根本 脩君) これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。 質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「農地法第5条(知事)」申請番号1番、2番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第1号申請番号30番から34番、議案第3号申請番号3番から7番について、いずれも所在と申請人が同一の、営農型太陽光発電施設設置のための申請でありますので、一括議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長(宮本祐司君) 24ページをお開き願います。

議案第1号 申請番号30番 椎塚字アラク、畑4筆、1,073.82㎡、申請番号31番 桑山字三反町、田2筆、1,272.80㎡、申請番号32番 佐倉字佐倉原、畑3筆、808.92㎡、申請番号33番 柏木字中道、畑3筆、1,086.16㎡、申請番号34番 堀之内字台、畑5筆、1,179.08㎡についてですが、農地法第3条、営農型太陽光発電施設設置のための地上権設定でございます。次に28ページをお開き願います。

議案第3号 申請番号3番 椎塚字アラク、畑4筆、0.48㎡、申請番号4番 桑山字三反町、田2筆、0.45㎡、申請番号5番 佐倉字佐倉原、畑3筆、0.44㎡、市街化調整区域の農用地区域の農地となります。申請番号6番 柏木字中道、畑3筆、0.48㎡、申請番号7番 堀之内字台、畑5筆、0.53㎡、非線引き区域、土地改良区域外で10~クタール以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断いたしました。いずれも、申請人が営農型太陽光発電施設用地としてパネル設置のための支柱部分等を一時転用するものでございます。580ワットパネルを180枚設置し、下部農地で水稲やサツマイモ、栗、サカキを栽培する計画で経済産業省の事業計画認定等の協議も了しております。以上、議案第1号、申請番号30番から34番及び議案第3号、申請番号3番から7番の説明を終わります。

- ○議長(根本 脩君) 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。議案第1号申請番号30番、31番と議案第3号申請番号3番、4番について、篠﨑惣壽委員より報告をお願いいたします。
- ○14番(篠崎惣壽君) 14番篠崎です。議案第1号、申請番号30番、31番及び議案第3号、申請番号3番、4番の営農型太陽光発電について、去る6日、藤巻推進委員、木村推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、下部農地で営農をしながら太陽光発電施設として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当 であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。
- ○議長(根本 脩君) ありがとうございました。続きまして、議案第1号申請番号32番と議案第3号申請番号5番について、宮本委員より報告をお願いいたします。
- ○9番(宮本信夫君) 9番宮本です。議案第1号、申請番号32番及び議案第3号、申請番号5番の営農型太陽光発電について、去る7日、坂本推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、下部農地で営農をしながら太陽光発電施設として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上

のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろ しくご審議お願いいたします。

- ○議長(根本 脩君) ありがとうございました。続きまして、議案第1号申請番号33番、34番と 議案第3号申請番号6番、7番について、野口委員より報告をお願いいたします
- ○12番(野口克行君) 12番野口です。議案第1号、申請番号33番、34番及び議案第3号、申請番号6番、7番の営農型太陽光発電について、去る7日、永野推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、下部農地で営農をしながら太陽光発電施設として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。
- ○議長(根本 脩君) ありがとうございました。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。 (「なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号申請番号30番から34番、議案第3号申請番号3番から7番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程8 議案第4号 現況証明(農委処分)

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第4号「現況証明(農委処分)」を議題といたします。事務 局の説明をお願いいたします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長(宮本祐司君) 31ページをお開き願います。

議案第4号「現況証明(農委処分)」

登記地目変更のための非農地証明書の交付3件でございます。

申請番号1番 幸田字原山、畑1筆、 $479 \, \text{m}^2$ についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号2番 駒塚字五反田、畑1筆、219㎡についてですが、20年以上前より宅地として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。申請番号3番 三島字中蒲、田1筆、0.05㎡についてですが、平成8年頃より宅地として利用されており、撮影年月日、平成14年10月28日の空中証明写真と顛末書が添付された申請になります。以上で議案第4号の説明を終わります。

○議長(根本 脩君) 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、山口委員より報告をお願いいたします。

- ○13番(山口和彦君) 13番山口です。申請番号1番について、去る7日、内田委員と推進委員の 板橋委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、 周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断 します。よろしくご審議お願いします。
- ○議長(根本 脩君) ありがとうございました。 続きまして、申請番号2番について、篠﨑惣壽委員より報告をお願いいたします。
- ○14番(篠﨑惣壽君) 14番篠﨑です。申請番号2番について、去る6日、村山委員と推進委員の 木村委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、20年以上前より宅 地として利用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法 第2条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。
- ○議長(根本 脩君) ありがとうございました。

続きまして、申請番号3番について、わたくし根本より報告いたします。

19番根本です。申請番号3番について、去る7日、木内委員と推進委員の平山委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、平成8年頃より宅地として利用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長(根本 脩君) これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。 質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第4号「現況証明(農委処分)」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程9 議案第5号 基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)

○議長(根本 脩君) 議案第5号「基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐(森田 勝君) 32ページをお開き願います。

議案第5号「基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)」についてでございます。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(利用権設定)について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

申請番号1番から申請番号17番については貸借権設定です。新規設定が、8件、44筆、93,965㎡、再設定が、9件、27筆、77,675㎡の利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。続いて、43ページをお開き願います。

申請番号18番から申請番号33番については、稲敷東インターチェンジ周辺において、新たな農業 参入企業である株式会社〇〇〇〇立地に向けた、茨城県農林振興公社を通しての、16件、22筆、58,642㎡の所有権移転でございます。詳細につきましては、総会後、企業誘致推進室及び株式会社〇〇〇〇より説明があります。よろしく御審議をお願いいたします。

- ○議長(根本 脩君) 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。 (「なし」との声あり)
- ○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第5号「基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)」を採決いたします。本 案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長(根本 脩君) 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、異議なしと認めます。 これをもちまして、令和5年11月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。 大変御苦労さまでございました。

午後3時15分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根本 脩

16番委員 髙 須 一 郎

17番委員 篠崎文夫